

栃木県困難な問題を抱える女性支援調整会議設置要綱

(設置目的)

第1条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。以下「法」という。)
第15条第1項の規定に基づき、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、
「栃木県困難な問題を抱える女性支援調整会議」(以下「支援調整会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 支援調整会議は、第1条に規定する設置目的を達成するために必要な次の事項を所掌する。
(1) 法第15条第2項に規定する困難な問題を抱える女性への支援に関する情報交換及び支援内容の協議に関すること。
(2) 関係機関等の連携の促進に関すること。
(3) 県民に対する啓発活動に関すること。
(4) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 支援調整会議は、別表に掲げる機関・団体(以下「構成機関」という。)をもって構成する。
2 支援調整会議の会長は、とちぎ男女共同参画センター所長が務める。
3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 支援調整会議は、会長が招集し、議長となる。
2 会長は、必要に応じ、具体的な支援内容の検討等を行うため、当該検討等に関係する構成機関の実務担当者による会議を開催することができる。
3 会長は、第2条に規定する所掌事務を行うために必要があると認めるときは、法第15条第3項の規定により、構成機関に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
4 会長が必要であると認めたときは、第1項及び第2項に掲げる会議に構成機関以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第5条 次の各号に掲げる構成機関の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(1) 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
(2) 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
(3) 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
2 前項の規定は、前条第4項の規定により出席する構成機関以外の者に準用する。

(事務局)

第6条 支援調整会議の庶務は、とちぎ男女共同参画センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は支援調整会議において別に定める。

附則

この要綱は、令和6(2024)年5月1日から適用する。